

## 業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県衛生環境研究所 所長 渡口輝（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、下記条項により業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車体番号は、納車後に確定するものとする。

2 契約開始日までに納車ができない事由等が生じた場合には、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年3月1日から令和13年2月28日までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引渡しは、甲乙双方が立ち会い、装備、外観その他全ての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 乙は、引き渡された車両が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された車両の代替物の引渡しを行わなければならない。

3 乙が、前条の車両の代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務をしないときには、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙の損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

4 賃貸借車両の引渡場所は、「車両仕様書」のとおりとし、引渡場所までの輸送費用は乙の負担とする。

（賃貸借料金）

第5条 車両の賃貸借料は、総額 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額〇〇円）とし、月額〇〇円（消費税込み）とする。

2 賃貸借料金については、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定する。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

5 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途においてその税率に変動がある場合には、甲乙協議のうえ、これを増減または改定することがある。

（賃貸借料金の支払）

第6条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支

払うものとする。

- 2 甲は自己の責に帰すべき事由により賃貸借の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規程に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 7 条 契約金額を契約期間の月数を除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の項目に該当する場合は免除とする。

（費用負担）

第 8 条 車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

（保守点検）

第 9 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- （1）道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- （2）車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- （3）車両の正常使用中に発見される故障の修理
- （4）消耗、摩耗部品、油脂類の交換（バッテリー、タイヤ含む）

- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡したうえで、他の工場で行うことができるものとする。

（代車の提供）

第 10 条 乙が前条の規定する保守点検を行うため、甲が必要としたとき、乙は甲に対し代車を無償で提供するものとする。

（車両の保険）

第 11 条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車保険契約を締結するものとする。

- （1）対人賠償責任保険 無制限
- （2）対物賠償責任保険 無制限（免責金額 0 円）
- （3）人身傷害保険 3,000 万円
- （4）搭乗者傷害保険 3,000 万円
- （5）無保険車傷害 無制限
- （6）車両保険 1 年目 車両本体価格  
2 年目以降は残存価格による（免責金額 0 円）

（賃借権譲渡等の禁止）

第 12 条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第 13 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の該当金額について減額または削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 15 条 乙は本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 16 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記の契約締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ; 沖縄県うるま市字兼箇段 17 番地 1  
沖縄県衛生環境研究所  
所長 渡口 輝

乙 ;